

建築物除却届について



大阪府 都市整備部 住宅建築局
建築指導室 審査指導課 調整グループ

建築物除却届とは

建築物除却届…「建築基準法第15条第1項の規定による届出」

工事部分の床面積が10m²を超える建築物の解体をする場合に提出が義務付けられている届出

※建設リサイクル法や滅失登記とは別の手続きになります。

第四十一号様式（第八条関係）（A4）
建築基準法第15条第1項の規定による
建築物除却届
(第一面)

年 月 日

知事様

除却工事施工者

氏名	
営業所名	
郵便番号	-
所在地	
電話番号	- -
担当者の氏名	
担当者の電話番号	- -

※受付経由機関記載欄

建築物除却届の目的

毎月、国土交通省によって集計・公表される
「建築動態統計調査」に用いられるデータの収集

※建築動態統計調査…

全国の建築物の建設の動き（着工や滅失）を明らかにし、建築および住宅に関する基礎資料を得るために行われる統計調査

統計法に基づき、総務大臣が指定した特に重要な「基幹統計」を作成するために行われる調査の一部

建築物除却届の提出先

各市町村を管轄する特定行政庁の窓口に提出

工事を行う市町村	受理窓口	問い合わせ先
泉大津市、泉佐野市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、河内長野市、四條畷市、摂津市、泉南市、大東市、高石市、富田林市、阪南市、藤井寺市、松原市 河南町、熊取町、島本町、太子町、田尻町、忠岡町、豊能町、能勢町、岬町、千早赤阪村	大阪府	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ TEL 06-6941-0351（内線 4391）
(特定行政庁) 大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、池田市、羽曳野市	各市役所	各市役所

建築物除却届の記入項目

- 【1.】物件名
- 【2.】除却予定期日→解体工事が始まる日付
- 【3.】除却場所→解体工事を行う住所
- 【4.】主要用途→付属のコード表から選択
- 【5.】除却原因
- 【6.】構造
- 【7.】建築物の数
- 【8.】住宅の戸数→用途が居住の場合のみ
- 【9.】建築物の床面積の合計
- 【10.】建築物の評価額→減価償却の考え方に基づき算出

(第二面)	
【1. 物件名】	
【2. 除却予定期日】	年 月 日
【3. 除却場所】	
【4. 主要用途】	(注意欄に記載の記号を記入してください)
【5. 除却原因】	<input type="checkbox"/> (1)老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2)その他
【6. 構造】	<input type="checkbox"/> (1)木造 <input type="checkbox"/> (2)その他
【7. 建築物の数】	棟
【8. 住宅の戸数】	戸
【9. 建築物の床面積の合計】	m ²
【10. 建築物の評価額】	万円

建築物除却届の記入項目

【4.】主要用途

01・02 居住専用

10～24 居住・産業併用

30～44 産業専用

(例) 一戸建て住宅 → 01
農業用倉庫付住宅 → 10
農業用事務所 → 30

用途コード（抜粋）	用途
01	居住専用住宅
...	...
10	居住・農林水産業併用
...	...
30	農林水産業
...	...
44	他に分類されないもの

建築物除却届の記入項目

【10.】建築物の評価額

減価償却に基づいて算出

(例) 取得額3000万円、築30年の木造事務所
→ 0円

取得額5億円、築25年のRC造事務所
→ 5億 × 25/50 = 2.5億円

構造	細目	耐用年数
木造	事務所用	24年
鉄筋コンクリート (RC)造	事務所用	50年

(抜粋)減価償却資産の耐用年数表 (国税庁ホームページより)

建築物除却届の提出方法

- ①オンライン（大阪府行政オンラインシステム）
- ②窓口（大阪府咲洲庁舎27階 建築指導室）
- ③郵送

建築物除却届の提出方法

Foreign Language 閲覧補助機能

大阪府 Osaka Prefectural Government

防災・緊急情報 分類から探す 目的から探す 組織から探す キーワードから探す

トップページ > 住まい・まちづくり > まちづくり > 建築基準法に関すること > 建築計画概要書／建築工事届・建築物除却届／建築物台帳等記載事項証明 > 建築工事届及び建築物除却届について

印刷 更新日：2025年7月17日 ページID：21054

建築工事届及び建築物除却届について

目次（クリックして移動）

1. [建築工事届について](#)
2. [建築物除却届について](#)
3. [建築工事届・建築物除却届についてのお問い合わせ先](#)
4. [根拠法令](#)

建築工事届について

■ 届出が必要な場合

建築物除却届の提出方法

Foreign Language

閲覧補助機能

Osaka Prefectural
Government

防災・緊急情報

分類から探す

目的から探す

組織から探す

キーワードから
探す

— 大阪府が管轄する地域で除却工事を行う場合

・オンラインで提出する場合

下記リンクのフォームに入力し、ご提出ください。

[建築物除却届のオンライン申請フォーム（別ウィンドウで開きます）](#)

※控えはフォーム入力後のページからダウンロードできます。

・窓口で提出する場合

大阪府咲洲庁舎27階 建築指導室

※控えが必要な場合、正本と副本の2部をご持参ください。

・郵送で提出する場合

(郵送先)

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階

大阪府審査指導課調整グループ 建築物除却届担当 宛

10

建築物除却届の提出方法

[手続き一覧（個人向け）](#)

[手続き一覧（事業者向け）](#)

[ヘルプ](#)

[よくあるご質問](#)

[ログイン](#)

[新規登録](#)

大阪府行政オンラインシステム

もっと便利に。
もっと簡単に。

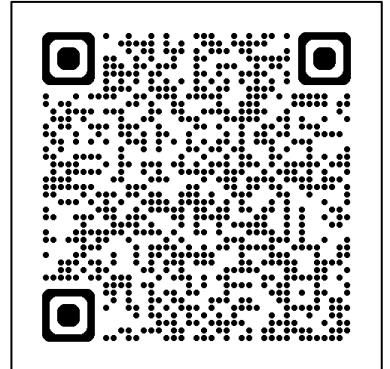
大阪府では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

スクロール
▼

建築物除却届について 府HP

建築工事届及び建築物除却届について

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/jokyaku.html#jokyaku



建築工事届・建築物除却届についてのよくある質問

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/koji_jokyaku_faq.html

